

令和4年12月21日  
独立行政法人国民生活センター

## なくなる乳幼児による加熱式たばこの誤飲に注意 —最近では金属片が内蔵されたスティックの誤飲も—

### 1. 目的

「加熱式たばこ」(図1参照)は、たばこ葉やそれを加工したものを燃焼させずに電气的に加熱し、エアロゾル(霧状)化したニコチン等を吸入するたばこ製品で<sup>(注1、2)</sup>、喫煙後の吸い殻は、そのままごみ箱に捨てても火災の危険はないとされています<sup>(注3)</sup>。

国内では2013年12月から販売が開始され、2016年から流行が顕著となっているとされており<sup>(注4)</sup>、一般社団法人日本たばこ協会の統計データによると、2021年度の加熱式たばこの販売数量は前年度比111.4%の460億本で、紙巻たばこ(937億本、前年度比94.8%)の半分程度となっています<sup>(注5)</sup>。

国民生活センターでは、2017年に加熱式たばこのたばこ葉の入ったスティックやカプセル(以下、「スティック等」とします。)の誤飲事故について注意喚起<sup>(注6)</sup>を行いました。その後も同種事故が後を絶ちません。

医療機関ネットワーク<sup>(注7)</sup>には、6歳未満の乳幼児がスティック等を誤飲したという事故情報が2017年度以降の約6年間に112件寄せられています(2022年10月31日までの伝送分)。

また、近年新たに発売された、誘熱体として金属片が内蔵された加熱式たばこのスティック<sup>(注8)</sup>を誤飲したという事故も、医療機関ネットワークや医師からの事故情報受付窓口(以下、「ドクターメール箱」とします。)<sup>(注9)</sup>に寄せられています。

そこで、これらの事故情報を分析するとともに、加熱式たばこのスティック等のサイズや構造、表示等について調査し、改めて消費者に注意喚起することとしました。

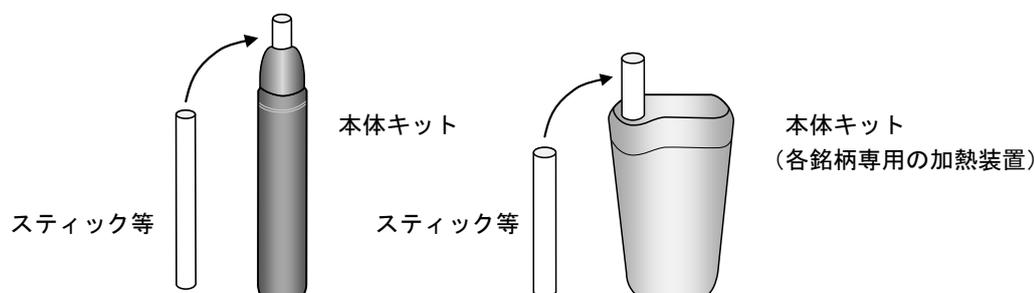


図1. 加熱式たばこ (イメージ)

- (注1) 生活習慣病予防のための健康情報サイト e-ヘルスネット (厚生労働省) より  
<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/tobacco/t-02-008.html>
- (注2) 「加熱式たばこ」とよく混同されるものとして電子たばこがあります。「電子たばこ」は、香料などを含む溶液を電氣的に加熱し、発生させたエアロゾル (蒸気) を吸入する製品です。  
 生活習慣病予防のための健康情報サイト e-ヘルスネット (厚生労働省) より  
<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/tobacco/yt-059.html>
- (注3) 「加熱式たばこ等の安全対策検討会報告書」(平成31年3月、総務省消防庁)  
[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/post-32.html](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-32.html)
- (注4) 中村正和、田淵貴大、尾崎米厚、大和浩、櫻田尚樹、吉見逸郎、片野田耕太、加治正行、揚松龍治  
 「加熱式たばこ製品の使用実態、健康影響、たばこ規制への影響とそれを踏まえた政策提言」日本公衆衛生雑誌. **67**(1), 3-14, 2020.
- (注5) 参考: 「紙巻たばこ統計データ」、「加熱式たばこ統計データ」(一般社団法人日本たばこ協会ウェブサイト <https://www.tioj.or.jp/>)
- (注6) 「乳幼児による加熱式たばこの誤飲に注意」(2017年11月16日公表)  
[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20171116\\_2.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20171116_2.html)
- (注7) 消費者庁と国民生活センターとの共同事業で、消費生活において生命または身体に被害が生じた事故に遭い、参画医療機関を受診した事故情報を収集するもので、2010年12月から運用を開始しました。
- (注8) スティック1本1本に金属製の誘熱体が内蔵されており、内側からたばこ葉を加熱するもので、使用後に本体キット (図1参照) をクリーニングする必要がないとされています。  
 参考: フィリップ モリス ジャパン合同会社 IQOS オンラインストア (<https://jp.iqos.com/>)
- (注9) 消費者が商品・役務の利用等により事故に遭い医療機関を受診した情報を直接医師から得ることで、事故情報を早期に把握し、再発・拡大防止に役立てるため、2014年8月より「医師からの事故情報受付窓口」(愛称:「ドクターメール箱」)を開設しています。

## 2. テスト実施期間

検体購入: 2022年9月～10月

テスト期間: 2022年9月～11月

## 3. 事故情報

### (1) 医療機関ネットワークに寄せられた事故情報

#### 1) 事故の概要

医療機関ネットワークには、6歳未満の乳幼児が加熱式たばこのスティック等を誤飲したという事故情報が2017年度以降の約6年間に112件寄せられています(2022年10月31日までの伝送分)。金属片が内蔵されたスティックを誤飲したという情報も2件寄せられています。

#### ① 年齢・月齢別、性別件数

寝返りをうつ、ハイハイをする、つかまり立ちをするようになると事故が起きています

年齢・月齢別に見ると、9～11カ月が46件(41.1%)で最も多く、6～14カ月で全体の8割以上(93件、83.0%)を占めていました(図2参照)。寝返りをうつ、ハイハイをする、つかまり立ちをするようになると<sup>(注10)</sup>事故が起きていました。性別に見ると、男児が77件、女児が35件でした。

(注10) 「子どもを事故から守る! 事故防止ハンドブック」(消費者庁) より  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/project\\_002/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_002/)

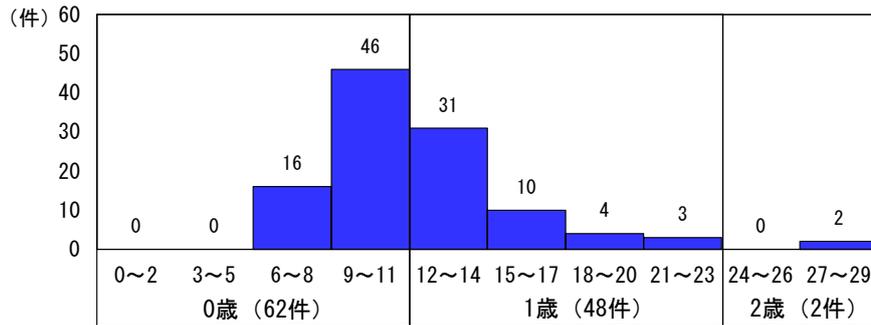


図2. 年齢・月齢別件数 (n=112)

② 治療、処置の内容

6割以上が治療や処置を受けており、中には、通院や入院を要した事例もありました

112 件中 68 件 (60.7%) は、受診した医療機関で何らかの治療や処置を受けていました。受けた治療、処置の内容については、112 件中 31 件 (27.7%) は「即日治療完了」でしたが、29 件 (25.9%) は「要通院」、8 件 (7.1%) は「要入院」でした。

③ 事故時に加熱式たばこがあった場所

テーブル・机の上に置いていたものを誤飲した、ごみ箱等の中にあった吸い殻を誤飲したという事故が多くありました

事故時に加熱式たばこがあった場所が分かる 70 件について調べたところ、テーブル・机の上に置いていたものを誤飲した事例が最も多く 22 件ありました (図3参照)。

また、ごみ箱やごみ袋の中にあった吸い殻を誤飲したという事例が 16 件ありました。その他、床・畳に置いていたものを誤飲した (6 件)、飲料の缶などに廃棄された、吸い殻を飲み残しの飲料と一緒に誤飲した (4 件) という事例もありました。

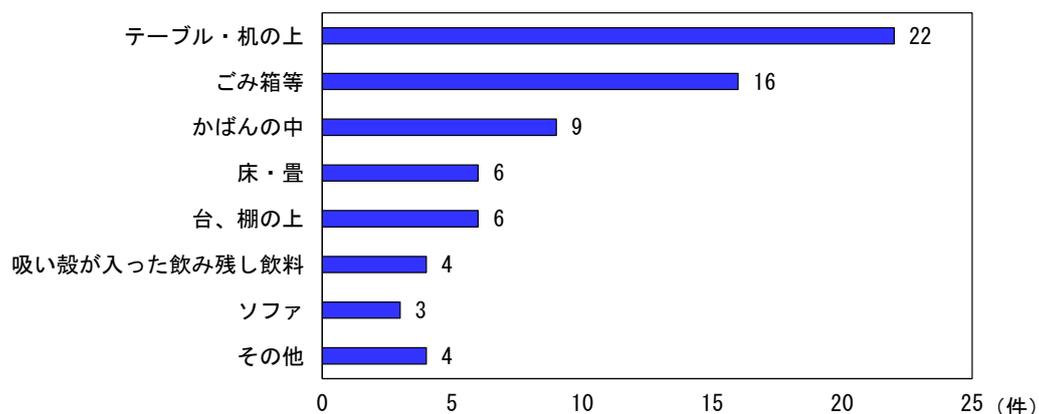


図3. 事故時に加熱式たばこがあった場所 (n=70)

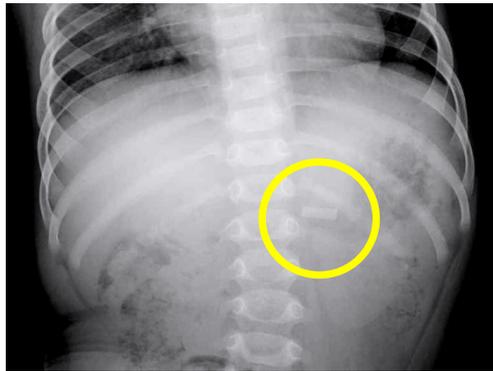
## 2) 主な事例

### 【事例1】本体に挿したまま置かれていた吸い殻を誤飲

子どもが茶色いものを嘔吐し、涙目になっていることに気付いた。吸い口は折れて吐き出してあり、たばこ葉の入った部分はぐちゃぐちゃに吐き出してあった。父親は、吸い終わったたばこを本体に挿したままソファの座面に置いていたとのことであり、子どもが本体から抜いて口に入れたと思われる。

金属片がなくなっていることに気付き、顔色が真っ青になっていたため緊急外来を受診。レントゲンで胃内に金属片を認めた(写真1参照)。経過観察後帰宅。金属片は翌朝自然排出された。なお、母親は金属片が入っていることは知らなかったようである。

(受診年月：2022年6月、10カ月・男児)



\*写真は情報提供があった医療機関より提供

写真1. 胃内に金属片が確認できた腹部エックス線写真

### 【事例2】わずかな間に、ごみ箱に捨ててあった吸い殻を口に入れてしまった

保護者が洗濯している間、子どもを部屋にわずかな時間ひとりで待たせていたところ、ごみ箱に捨ててあった加熱式たばこの吸い殻をつかみ口に入れていた。すぐに口の中の吸い殻は出したが、心配になったため受診した。

(受診年月：2022年4月、10カ月・男児)

### 【事例3】加熱式たばこのスティックを口にして、たばこ葉の部分がなくなっていた

子どもが加熱式たばこのスティックを口にして、たばこ葉の部分がなくなっていた。吐き気があるよう受診した。胃洗浄を行い、1時間ほど外来で経過観察し状態は落ち着いたため、帰宅した。

(受診年月：2021年10月、9カ月・男児)

### 【事例4】加熱式たばこの吸い殻が入った飲み残しの飲料を子どもが飲んでしまった

保護者が飲み残した飲料が入ったカップに加熱式たばこの吸い殻を入れたものを子どもが飲んでしまった。誤飲した後はむせて、飲んだものを吐いたが、心配になり2時間後に受診し、経過観察を行った。

(受診年月：2021年9月、2歳5カ月・男児)

### 【事例5】ごみ袋から加熱式たばこの吸い殻を取り出してかじっていた

母親とキッチンにいた子どもが、床にあった開いたままのごみ袋から加熱式たばこの吸い殻を取り出して、1.5 cm程度かじっていた。父親が喫煙者で、いつも吸い殻をそのままごみ袋に捨てていた。嘔吐などはなかったが、4時間ほど経過観察し、翌日、状態の確認のため再受診した。

(受診年月：2018年4月、11カ月・女兒)

## (2) ドクターメール箱に寄せられた事故情報

ドクターメール箱には、金属片が内蔵されたスティックを乳幼児が誤飲したという情報が2件寄せられています。

### 【事例6】こたつの上に置かれていた灰皿の吸い殻を誤飲して1日入院

普段はこたつの中央に置いてある灰皿を、保護者がこたつの端に寄せた際に手を伸ばして中の吸い殻を子どもが誤飲してしまった。内部に金属片を内蔵しているもので、腹部レントゲンで胃内に金属片を認めた。吐き気をもよおし、ニコチン中毒症状出現のおそれがあったため、胃洗浄を実施。胃管からの吸引物に血液が混じっており、金属片による粘膜損傷が疑われた。ニコチン中毒症状のため、1日入院。金属片は退院後に自然排出された。

(事故発生年月：2022年2月、7カ月・男児)

### 【事例7】保護者のかばんの中の吸い殻を誤飲して腹部レントゲンで金属片を認めた

保護者が、外箱に入れ、かばんの中にしまっていた加熱式たばこの吸い殻を子どもが誤飲。救急外来を受診した。内部に金属片が入っているもので、腹部レントゲンで胃の中に金属片を認めた。誤飲した金属片の形状から、腸管損傷のリスクは高くないと判断。年齢も考慮し、無理な処置は行わず経過観察とした。金属片は1週間後に自然排出された。

(事故発生年月：2021年11月、11カ月・女兒)

#### 4. 専門家のコメント

国立研究開発法人国立成育医療研究センター 救急診療科 診療部長 植松悟子先生

加熱式たばこも紙巻たばこも乳幼児が誤飲した場合、ニコチン中毒のリスクに違いはありません。

近年、たばこを誤飲して医療機関を受診する乳幼児の엑스線検査をしなくてはならないケースが発生しています。誤飲した加熱式たばこのスティックに金属片を内蔵したタイプのものであり、金属片を誤飲していないかを確認する必要があるからです。金属片の体内における位置によっては、엑스線検査では見つかりにくい場合があることも指摘されています。

加熱式たばこを誤飲したときに内蔵の金属片が口の中やのどを傷つけるおそれだけではなく、消化管等を傷つけるおそれがあります。乳幼児がいるご家庭などに喫煙者がいる場合は、日頃から、どのようなタイプのたばこを吸っているのか、喫煙者だけではなく、周囲の方も把握しておき、たばこを誤飲したと思われる場合、医療機関にどのようなたばこを誤飲したのか伝えましょう。もし、分からない場合は、たばこのパッケージを持って受診しましょう。

乳幼児のたばこの誤飲事故を防ぐために、保管場所や廃棄方法等に注意をすることは言うまでもありませんが、続発するたばこの誤飲事故をなくすためには、具体的な製品の改善を考えていくことが有効です。パッケージを乳幼児が開けにくくする、誤飲の注意表示を分かりやすく具体的に示す、乳幼児が飲み込みたくなるような苦みをつけるなど、社会全体で実効性のある予防対策を実施してゆきたいです。

## 5. テスト対象銘柄

2017年9月の当センターの調査時<sup>(注6)</sup>に国内で販売されていたスティック等は12フレーバーほどでしたが、2022年9月時点では、100以上のフレーバーが販売されています。2022年10月時点で、国内で販売されていたスティック等のうち、複数のフレーバーが販売されている銘柄については一つのフレーバーを選び、計16銘柄をテスト対象としました(表1参照)。なお、2銘柄(No. 6、7)は、金属片が内蔵されたものでした(写真2、3参照)。

表1. テスト対象銘柄一覧

No.	スティック等の銘柄名	販売者等 (法人番号)	対応する本体キット	内容数量
1	キャメル・リッチ・ブルーム・エクス・ブルーム・エス用	日本たばこ産業株式会社 (4010401023000)	Ploom X	スティック 20本
2	メビウス・リッチ・ブルーム・エクス・ブルーム・エス用		Ploom S <sup>(注11)</sup>	スティック 20本
3	メビウス・プレミアムゴールド・レギュラー・ブルーム・テック・プラス専用		Ploom TECH+with Ploom TECH+1.5	カプセル 5本
4	メビウス・レギュラー・ブルーム・テック専用		Ploom TECH	カプセル 5本
5	ピアニッシモ・アリア・メンソール・ブルーム・テック専用			カプセル 5本
6	センティア・ディープ・ブロンズ	フィリップ モリス ジャパン合同会社 (7010001067799)	IQOS ILUMA PRIME	スティック 20本
7	テリア・レギュラー		IQOS ILUMA IQOS ILUMA ONE	スティック 20本
8	ヒーツ・ディープ・ブロンズ		IQOS 3 DUO <sup>(注11)</sup>	スティック 20本
9	マールボロ・ヒートスティック・レギュラー		IQOS 3 MULTI <sup>(注11)</sup> IQOS 2.4 PLUS <sup>(注11)</sup>	スティック 20本
10	ミックス・レギュラー		li1 HYBRID	スティック 20本
11	ケント・ネオスティック・トゥルー・リッチ・タバコ・glo hyper用	ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン合同会社 (6010403007032)	glo hyper X2 glo hyper + glo hyper	スティック 20本
12	クール・エクス・ネオ・マックス・メンソール・glo hyper用			スティック 20本
13	ラッキー・ストライク・リッチ・タバコ・12本・glo hyper用			スティック 12本
14	ネオ・テラコッタ・タバコ・スティック・glo hyper用			スティック 20本
15	ケント・ネオスティック・リッチ・タバコ・エクス		glo pro slim glo pro	スティック 20本
16	ネオ・ダーク・プラス・スティック・J		glo nano <sup>(注11)</sup>	スティック 20本

(注11) 2022年10月時点では販売されていませんでした。

※このテスト結果は、テストのために購入した商品のみに関するものです。

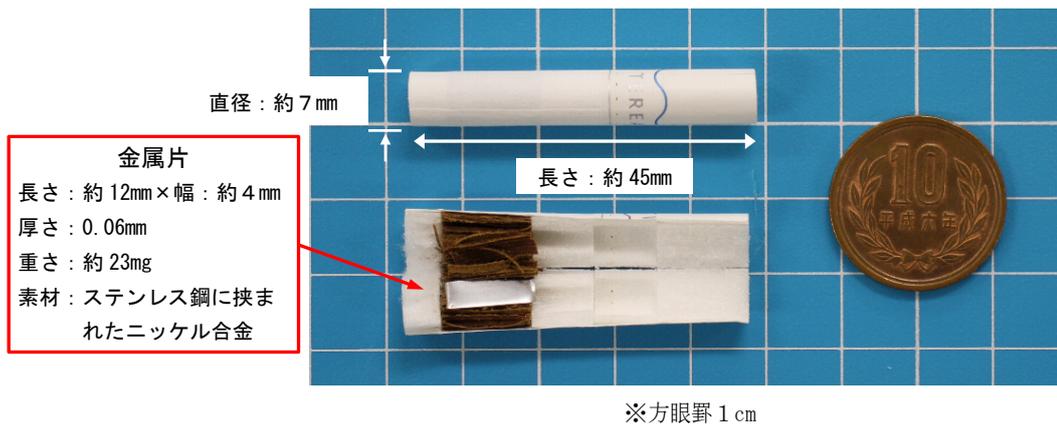
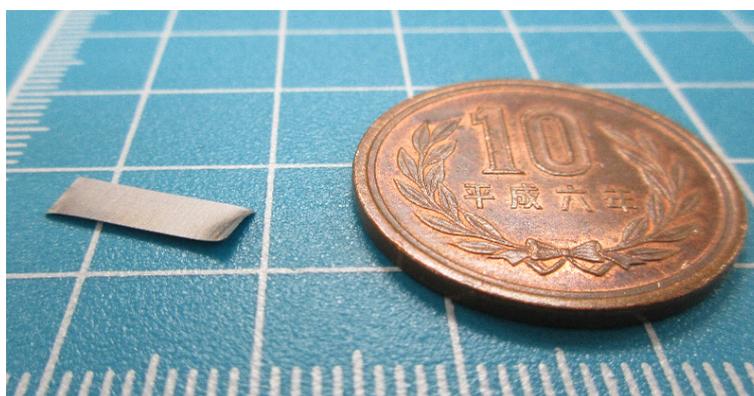


写真 2. 金属片が内蔵されたスティックの外観と分解写真 (No. 7)



※方眼罫 1 cm

写真 3. 金属片の拡大写真 (No. 7)

## 6. テスト結果

### (1) 形状・サイズ等

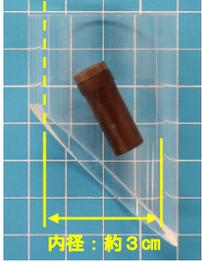
テスト対象銘柄の半数はそのまま 3 歳未満の乳幼児の口腔内に収まるサイズで、残りの半数でも噛んでしまうと口腔内に収まることになりました

事故情報には、乳幼児がフィルターやたばこ葉部分をかじった、食べたという事例が多いため、各銘柄が乳幼児の口腔内に収まるサイズかを、玩具安全基準書 (ST 基準) にある試験器 (小部品円筒)<sup>(注 12)</sup> により調べました。

その結果、8 銘柄 (No. 3～10) は全体が試験器に完全に収まり、そのままでも 3 歳未満の乳幼児の口腔内に容易に収まるサイズでした (表 2 参照)。一方、試験器に収まらなかった 8 銘柄 (No. 1、2、11～16) についても、たばこ葉が紙で巻かれている部分を乳幼児が噛んだり、だ液等で濡れた状態で折り曲げることによって小さくなり、試験器に収まるサイズになることが分かりました (写真 4 参照)。

(注 12) 一般社団法人日本玩具協会「玩具安全基準書 ST-2016」の中で、36 カ月未満の子どもの対象とした玩具、その取り外し可能な構成部品は、小部品試験に従って試験したときに、小部品円筒内に、どのような位置関係であれ、完全に収まってはならないとされています。

表2. 形状・サイズ ※方視野1cm

<p>No. 1、2</p> <p>直径約7mm×長さ約60mm</p> 	<p>No. 3</p> <p>直径約10mm×長さ約24mm</p>  <p>内径：約3cm</p>	<p>No. 4、5</p> <p>直径約10mm×長さ約24mm</p> 
<p>No. 6、7</p> <p>直径約7mm×長さ約45mm</p> 	<p>No. 8、9</p> <p>直径約7mm×長さ約45mm</p> 	<p>No. 10</p> <p>直径約7mm×約48mm</p> 
<p>No. 11、12、13、14</p> <p>直径約7mm×長さ約75mm</p> 		<p>No. 15、16</p> <p>直径約5mm×長さ約83mm</p> 



※方視野1cm

写真4. 折れて小さくなる様子 (左: No. 1、右: No. 12)

## (2) たばこ葉中のニコチン量

すべての銘柄で、1本分のたばこ葉には吐き気をもよおす可能性がある量のニコチンが含まれていました

テスト対象銘柄1本分のたばこ葉自体に含まれるニコチン量を調べました<sup>(注13)</sup>。

その結果、各銘柄の1本分のたばこ葉中のニコチン量は、約3～9mgでした(図4参照)。

ニコチンの嘔吐発現量は2～5mgであるとされています<sup>(注14)</sup>ので、すべての銘柄で、1本分のたばこ葉を誤飲してしまうと吐き気・嘔吐をもよおす可能性があることが分かりました。

(注13) テスト対象銘柄のたばこ葉を均一化し、その一定量にアンモニア水を加え、トルエンで抽出した後、0.05mol/L 塩酸に転溶し、水酸化ナトリウム溶液及びトルエンを加えてトルエンに転溶し、トルエンで希釈してガスクロマトグラフ-質量分析計(GC/MS)で定量しました。

(注14) 参考：UMIN(大学病院医療情報ネットワーク)中毒データベース ニコチン(たばこ)



図4. 1本分のたばこ葉中のニコチン量

(注15) 紙巻たばこ1本あたりのニコチン含有量は9～28mg程度。

「発生状況からみた急性中毒初期対応のポイントー家庭用品編」(公益財団法人日本中毒情報センター編)より

### (3) 注意表示

#### ① 金属片の誤飲に関する注意表示について

テスト対象銘柄のうち、金属片が内蔵された2銘柄（No. 6、7）について、外箱に記載された注意表示を調べました。

#### 金属片が内蔵された2銘柄には、飲み込むと大けがにつながる旨や、保管方法に関する表示がありました。小さい文字で表示されていました

2銘柄（No. 6、7）ともに、外箱の開封面に対して裏面に「注意：飲み込んだり分解したりしないでください。本製品には飲み込むと大けがにつながりかねない尖った金属片が含まれています。お子様の手の届かない所で管理してください。」との注意表示がありました。小さい文字（6ポイント程度）で表示されていました（写真5参照）。

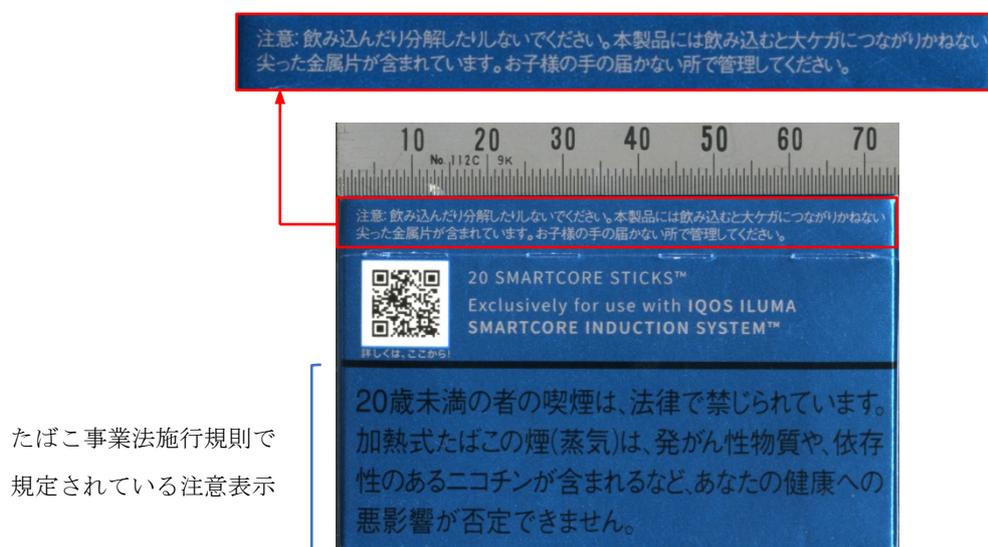


写真5. 金属片が内蔵された銘柄の注意表示の例 (No. 6)

#### ② たばこ事業法施行規則で規定されている注意表示について

加熱式たばこは、たばこ事業法施行規則で規定された注意表示を行うことが義務付けられています。「加熱式たばこの煙（蒸気）は、子供の健康への悪影響が否定できません。たばこの誤飲を防ぐため、乳幼児の手の届かない所に保管・廃棄を。」は、その一つです。同規則では、三つある注意表示のうち一つ以上をパッケージの主要な面（表面）に表示し、それぞれの注意表示が一年を通じおおむね均等となるように表示しなければならないことになっています（10. 参考資料参照）。

テスト対象として購入した商品には、そのうちの一つが表示されていましたが、必ずしも子どもの誤飲に関する注意表示があるわけではありませんでした。

## 7. 消費者へのアドバイス

### (1) 加熱式たばこの誤飲事故を防止するため、スティック等は乳幼児の手や目が届かない場所に保管・廃棄するようにしましょう

乳幼児が加熱式たばこを誤飲したという事故情報が多く寄せられています。テーブル・机の上に置いていたものを誤飲した事例が最も多く、次に、ゴミ箱等に捨てられていた吸い殻を誤飲した事例が多くありました。

使用前後のスティック等は乳幼児の手が届かない場所に保管し、乳幼児の见えないところに廃棄しましょう。

なお、子どもの手が届く範囲は、1歳児では台の高さが50cmの場合、台の手前から40cmまでとされています(図5参照)<sup>(注16)</sup>。

誤飲だけではなく、受動喫煙が生じる可能性もありますので、乳幼児がいる環境では喫煙を控えることも検討しましょう。

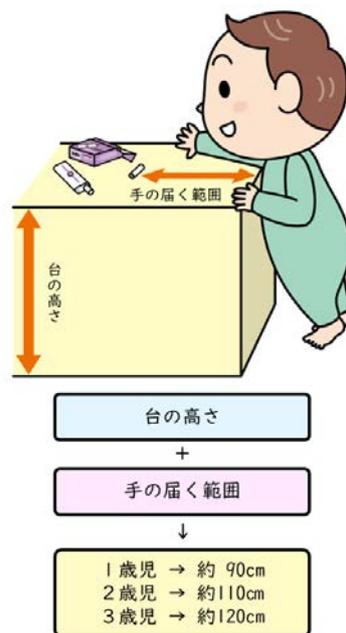


図5. 子どもの手の届く範囲<sup>(注16)</sup>

(注16) 特定非営利活動法人 Safe Kids Japan

「子どものやけどを予防するために」参照

[https://safekidsjapan.org/wp-content/uploads/2017/03/burn\\_prevention.pdf](https://safekidsjapan.org/wp-content/uploads/2017/03/burn_prevention.pdf)

### (2) 乳幼児が加熱式たばこを誤飲した場合には、水や牛乳などを飲ませず、直ちに医療機関を受診するようにしましょう

加熱式たばこのスティック等1本分のたばこ葉には、吐き気・嘔吐をもよおす可能性がある量のニコチンが含まれていました。もし、乳幼児が加熱式たばこのスティック等を口に入れる、食べる、飲み込むなどした場合には、たばこ葉が口の中に見えるようであれば、できる限り取り除いてください。水や牛乳などを飲ませると、水分にニコチンが溶け出し、ニコチンが吸収されやすくなるとされています<sup>(注17)</sup>。水や牛乳などを飲ませずに、誤飲した加熱式たばこのパッケージを持って直ちに医療機関を受診するようにしましょう。

(注17) 公益財団法人日本中毒情報センター <https://www.j-poison-ic.jp/>

一般の皆さま > 中毒事故発生時の対応 > 「中毒事故が起こったら(家庭でできること、やってはいけないこと)」

### (3) どのようなタイプの加熱式たばこを吸っているのかを周囲の方も把握しておきましょう

最近では、誘熱体として金属片が内蔵されたスティックも販売されており、事業者は「本製品には飲み込むと大ケガにつながりかねない尖った金属片が含まれています。」と注意表示をしています。ご家庭など、乳幼児がいる環境に喫煙者がいる場合は、日頃からどのような銘柄、タイプの加熱式たばこを吸っているのかを周囲の方も把握しておきましょう。

## 8. 業界への要望

### (1) 乳幼児による加熱式たばこの誤飲事故を防止するため、消費者が常に誤飲の危険性を認識できるような注意表示や効果的な注意喚起、さらなる啓発を行うよう要望します

加熱式たばこの誤飲事故が引き続き発生しています。

消費者が常に誤飲の危険性を認識できるような注意表示や効果的な注意喚起、さらなる啓発を行うよう要望します。

また、金属片を内蔵している加熱式たばこを誤飲した事故で、保護者は金属片が内蔵されていることを知らなかった事例もありました。

外箱に記載されている金属片の誤飲に関する注意表示をより大きい文字にすることや効果的な情報提供を行うよう要望します。

### (2) 乳幼児による加熱式たばこの誤飲事故を防ぐため、商品の改善を検討するよう要望します

乳幼児の加熱式たばこの誤飲事故が後を絶ちません。スティック等1本分のたばこ葉中には、吐き気・嘔吐をもよおす可能性がある量のニコチンが含まれていました。

続発する誤飲事故を防ぐため、乳幼児が加熱式たばこを容易に取り出せないような外箱の構造等にしたり、口に入れたり、誤飲しない対策を工夫するなど、商品の改善を検討するよう要望します。

## 9. 行政への要望

### 乳幼児による加熱式たばこの誤飲事故の再発防止のため、継続的に消費者への注意喚起、啓発を行うよう要望します

乳幼児による加熱式たばこの誤飲事故が後を絶ちません。乳幼児による加熱式たばこの誤飲事故の再発防止のため、継続的に消費者への注意喚起、啓発を行うよう要望します。

### ○要望先

消費者庁	(法人番号 5000012010024)
一般社団法人日本たばこ協会	(法人番号 1010405001087)

### ○情報提供先

内閣府	(法人番号 2000012010019)
内閣府 消費者委員会	(法人番号 2000012010019)
財務省	(法人番号 8000012050001)
文部科学省	(法人番号 7000012060001)
厚生労働省	(法人番号 6000012070001)
公益社団法人日本小児科学会	(法人番号 5010005018346)
公益財団法人日本中毒情報センター	(法人番号 6050005010703)
特定非営利活動法人 Safe Kids Japan	(法人番号 5010905002878)

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165

イラスト：川崎 敏郎

## 10. 参考資料

### (1) たばこ事業法（抜粋）

（注意表示）

第 39 条 会社又は特定販売業者は、製造たばこで財務省令で定めるものを販売の用に供するために製造し、又は輸入した場合には、当該製造たばこを販売する時まで、当該製造たばこに、消費者に対し製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促すための財務省令で定める文言を、財務省令で定めるところにより、表示しなければならない。ただし、輸入した製造たばこを博覧会において展示し即売する場合その他財務省令で定める場合は、この限りでない。

2 卸売販売業者又は小売販売業者は、前項本文の規定により製造たばこに表示されている文言を消去し、又は変更して、製造たばこを販売してはならない。

### (2) たばこ事業法施行規則（抜粋）

（注意表示）

第 36 条 法第 39 条第 1 項に規定する製造たばこで財務省令で定めるものは、紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、加熱式たばこ、かみたばこ及びかぎたばこ（以下「紙巻等たばこ」という。）とする。

2 法第 39 条第 1 項に規定する財務省令で定める文言は、別表第一、別表第二及び別表第三の上欄に掲げる紙巻等たばこの区分に応じこれらの表の下欄に掲げる文言、別表第四に掲げる文言並びに次条及び第 36 条の 3 の規定により消費者に誤解を生じさせないために表示する文言とする。

3 会社又は特定販売業者は、別表第一に掲げる文言の一以上、別表第二に掲げる文言（紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこについては別表第二に掲げる文言の一以上）及び別表第三に掲げる文言を、次の各号に掲げる容器包装（紙巻等たばこを消費者に販売する際に使用される容器又は包装で、紙巻等たばこの販売以外に使用されないものをいう。以下同じ。）ごとに、表示しなければならない。

一 最小容器包装

二 最小容器包装を一以上入れ又は包む容器包装（無色透明又はほとんど無色透明の主としてプラスチック製の容器包装を除く。次号において同じ。）

三 前号に規定する容器包装を一以上入れ又は包む容器包装（当該容器包装を一以上入れ又は包む容器包装を含む。）

4 別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる文言は、次の各号に掲げるところにより、大きく、明瞭に、容器包装を開く前及び開いた後において読みやすいよう、印刷し又はラベルを貼る方法により表示されなければならない。

一 枠又は直線により当該容器包装の主要な面の他の部分と明瞭に区分され、当該主要な面につき一を限り設けられた部分（その面積が当該主要な面の面積に十分の五を乗じて得た面積（当該面積が 1,300 平方ミリメートルを下回る場合には、1,300 平方ミリメートルとする。）以上であるものに限る。）に、別表第一に掲げる文言の一を表示し、又は別表第二に掲げる文言（紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこについては別表第二に掲げる文言の一）及び別表第三に掲げる文言を表示すること。この場合において、表面（主要な面のうち、開け口を有する面その他消費者が一般に紙巻等たばこを取り出すと考えられる面をいう。以下この号に

- において同じ。)のある容器包装にあつては、当該表面につき一を限り設けられた部分に、別表第一に掲げる文言の一を表示すること(全ての主要な面が表面である容器包装を除く。)
- 二 前号に規定する枠又は直線は、太さ一ミリメートル以上の実線とし、当該枠又は直線の色は、白色又は黒色のうち、同号に規定する一を限り設けられた部分の地色と比較して当該枠又は直線がより明瞭に判別できる色とすること。
- 三 表示に用いる文字の色は、白色又は黒色のうち、当該文字がより明瞭に判別できる色とすること。
- 四 別表第二に掲げる文言(紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこについては別表第二に掲げる文言の一)と別表第三に掲げる文言とは、行を改める方法その他これに類する方法により区分して表示すること。
- 5 前項第一号に規定する「一を限り設けられた部分」には、別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる文言以外の文言を表示してはならない。
- 6 第四項第一号及び次項に規定する「主要な面」とは、開く前の容器包装の面(底面を除く。)のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 最大面積を有する面
- 二 前号の規定に該当しない面のうち、当該容器包装の正面と認められる面
- 7 容器包装の主要な面の数が一である場合における第三項及び第四項の適用、容器包装に別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる文言を表示することが困難な場合における前項の適用並びに容器包装の主要な面が容易に識別できない場合及び最小容器包装がない場合における別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる文言の表示の取扱いについては、別に財務大臣が定めるところによる。
- 8 会社又は特定販売業者は、一の容器包装に、別表第一に掲げる文言の二以上又は別表第二に掲げる文言の二以上(紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこに限る。)を表示する場合には、当該二以上表示する文言を同一のものとしてはならない。
- 9 会社又は特定販売業者は、別表第一に掲げる文言のそれぞれ及び別表第二に掲げる文言(紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこについては、別表第一及び別表第二に掲げる文言のそれぞれ)を表示した容器包装の数が、一年(葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこについては二年)を通じ、紙巻等たばこの品目ごと及び第三項各号に掲げる容器包装ごとに、おおむね均等となるようにしなければならない。

#### 別表第一

加熱式たばこ	「加熱式たばこの煙(蒸気)は、周りの人の健康への悪影響が否定できません。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。」
	「望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。」
	「加熱式たばこの煙(蒸気)は、子供の健康への悪影響が否定できません。たばこの誤飲を防ぐため、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄を。」